

公益社団法人沖縄県看護協会 災害及び病気見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人沖縄県看護協会会員に係る災害及び病気の見舞金について必要な事項を定めるものとする。

(災害見舞金)

第2条 会員が主たる居住地において、災害、風水害、震災、その他これに類する災害によってその生活の根拠を失った場合に次の区分により見舞金を支給する。

- (1) 全壊・全焼 20,000円
- (2) 半壊・半焼 10,000円
- (3) 床上浸水 10,000円

(病気見舞金)

第3条 会員が次の事項に該当するとき、次の区分により見舞金を支給する。

- (1) 会員が2週間以上の入院又は3ヶ月以上の療養をした場合 5,000円
- (2) 会員が会務中に傷害を受け10日以上療養をした場合 10,000円

(申請書)

第4条 申請書の提出は次のとおりとする。

- (1) 会員が災害及び病気見舞金を受けようとするときは、災害見舞金申請書(別紙様式第1号)又は病気見舞金申請書(別紙様式第2号)を地区長又は施設代表者の証明を受けて会長に提出しなければならない。
- (2) 見舞金申請期間は、事実発生後1年以内を限度とする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、災害見舞金の取扱いに関して必要な事項は、理事会の決議を経て決定するものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人沖縄県看護協会の設立の登記のあった日(平成24年4月1日)から施行する。